

# 東北生活文化大学

平成 19 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 20 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

## 21 東北生活文化大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、東北生活文化大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

#### 【認定期間】

認定期間は、平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 26 年(2014)年 3 月 31 日までとする。

#### 【条件】

評議員会と理事会の審議及び運営方法について早急に改善し、平成 23(2011)年 7 月末までに改善報告書（議事録などの 1 年分の根拠資料を含む）を提出すること。

### II 総評

東北生活文化大学は、明治 36(1903)年 10 月創立の東北女子職業学校を前身として昭和 33(1958)年 4 月に三島学園女子大学を設立し、昭和 62(1987)年 4 月現校名に変更するとともに男女共学制として現在に至っている。この間、建学の精神「高い知識と技倆を収め、常に文化創造に寄与する清く正しく健全な人間の育成」は受継がれ今日に至っている。大学の基本理念、使命・目的は、建学の精神を踏まえて明確に定められている。建学精神等は、ホームページや公刊物により、また顕彰館を設置して周知に努めている。

教育研究の基本組織は、家政学科と生活美術学科の 2 学科で構成される家政学部である。大学の使命・目的を達成するために附属図書館や附置機関と相互に適切な関連性を保つ体制となっている。教育方針などを形成する組織と意思決定は、学習者の要求を考慮し、学科会、各種委員会、教授会、部科（課）長連絡会議などが相互に連携して決定される体制である。教養教育は、「生活と文化」「人間と社会」「生活の科学」の 3 分野にわたって実施している。

教育課程は、教学上の個性・特色である「実践教育の展開」「少人数教育の重視」「家政学分野への美術教育の導入」を踏まえて体系的に編成されている。また、導入教育や「特別講義」が実施されている。クラス担任が、個々の学生について入学時から卒業、就職にいたる 4 年間、学習支援、学生生活支援、就職支援全般にわたりきめ細かい指導を行い、成果を上げている。また、学生に対して組織的対応ができる体制が整備されている。

教員の採用・昇任人事は、規程に基づいて行われており、教員の配置、教育担当時間数は概ね適切である。過去 3 回の自己点検・評価の実施、FD(Faculty Development)活動要項の作成と教員セミナーの実施、学生による授業評価とその集計・分析を実施して、教員の資質改善などの課題を共有するとともに総合的な教育研究活動を活性化する取組みがなされている。

職員の組織編制は、規程により事務組織・職務と職責・管理運営に関する業務内容が明

確に示され、大学の規模と実情に合った組織運営がなされている。

管理運営は、規程に基づいて設置者の管理運営の体制は整備され、機能している。また、大学教授会のもとに教学部門と事務部門が一体となって業務を執行する体制は適切に機能している。

財務は、入学者数の減少で財政圧迫を招いたが、組織改革を実施するとともに財政中期計画を策定するなどの努力を重ね、徐々に回復しつつある。外部資金の導入では、文部科学省の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」資金を獲得するなどの成果が見られる。

教育研究環境は、ギャラリーの設置や学生の作品の展示を積極的に行い、キャンパス全体を文化的な環境にする試みがされている。また、必要とする施設・設備は整備されている。

社会連携は、教員による商店街でのワークショップ、子どもの体力向上事業への参加、住民の栄養調査への協力、「子育て・家庭支援センター」の諸活動など地域社会との積極的ななかかわりを通じて、地域の活性化に貢献する良好な協力関係ができています。

社会的責務に関しては、明文化された組織倫理の規程はないが、組織運営規程などの倫理関連条項を運用するなど、大学の教育機関として必要な組織倫理を明らかにしている。また、教育研究成果の広報活動は、意欲的である。

### III 基準ごとの評価結果

#### 基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準1を満たしている。

##### 【判定理由】

建学精神「高い知識と技倆を収め、常に文化創造に寄与する清く正しく健全な人間の育成」に基づいて、大学の基本理念を「日常生活に密着し、より美しく、より豊かに、より合理的に、時代に即応した文化的な生活を実践することを目標として教育に当たる」と定めている。またここから「わが国の生活文化の高揚を図る」ことを大学・学科の使命・目的としている。

「実践的教育の展開」「少人数教育の重視」「家政学分野への美術教育の導入」を個性・特色として家政学科と生活美術学科の2学科が家政学部設置されている。

ファッションショーと美術学内コンクールは、「生活文化の高揚」の具体的組織的取組みとして評価できる。

建学の精神、基本理念、大学の使命・目的は、ホームページや大学要覧・大学案内・学生便覧などの各種出版物、また各会合における講話を通して学内外に周知されている。

##### 【優れた点】

・ファッションショーと美術学内コンクールは、「生活文化の高揚」の具体的組織的取組み

として評価できる。

## 基準 2. 教育研究組織

### 【判定】

基準 2 を満たしている。

### 【判定理由】

建学精神・基本理念に基づく「文化的な生活の実践」をめざした家政学科と生活美術学科が設置されている。家政学科の 2 専攻は、従来の家政学部のシステムに組み込まれ、長年の伝統に組織されている。家政学部としてはユニークな学科である生活美術学科は、専門領域の共通性が高い家政学科の服飾文化専攻や、教学内容が隣接する短期大学部の「生活科学」「生活デザイン」のコースと相互の適切な関連性が保たれており評価できる。

併設機関である保健センター・図書館・情報処理センター及び子育て・家庭支援センターは、学部・学科と有機的な繋がりが見られ、大学の教育・研究活動を支えるシステムとしてほぼ適切な構成となっている。

また、各種委員会として、FD (Faculty Development) 委員会と教務委員会などが設けられており、大学の教育目的及び各学科・専攻の教育目標を達成するための教育研究組織は適切に機能している。

教授会が教育研究に関わる意思決定機関とした体制が整備されている。教授会の審議事項の調査・立案機関として、学生の要望を反映させる場として、各種委員会が組織編成されている。

### 【改善を要する点】

- ・教授会及び各種委員会が大学と短期大学合同で運営されている。大学と短期大学はそれぞれ独立した教育機関であり、少なくとも教授会は大学と短期大学とで別途に開催する必要がある、改善が求められる。

### 【参考意見】

特になし。

## 基準 3. 教育課程

### 【判定】

基準 3 を満たしている。

### 【判定理由】

建学精神・基本理念に基づき「高い知識と技術を収める」ことをめざして実験・実習科目、演習科目を多く設定した教育課程を編成し、「実践的な教育」に努めている。

教育課程は、幅広い教養・豊かな人間性の涵養を目的とした「基礎教育科目」から専門

的知識・技術の教授を目的とした「専攻科目」へ、専攻科目は、基礎専門科目から応用的専門科目へと体系的に編成されている。また、資格取得を目的とした「教職科目」と「博物館に関する科目」が設けられている。

新入生の導入教育、「特別講義」の実施、「『人間教育』としての大学祭への取組み」など教育課程上の工夫がうかがえる。

今後、学生のニーズやレベルに対応させた教育方法・内容について、更に充実を図るための改善策を講じていく方針を明らかにしている。

#### 【優れた点】

- ・「生活と美の融合」の観点から大学の特色を生かした「美術」の科目を設け、両学科の学生が受講できるようにしている点は高く評価できる。

#### 【参考意見】

- ・年次別履修科目の上限単位数の設定を早急に整備されたい。

### 基準 4. 学生

#### 【判定】

基準 4 を満たしている。

#### 【判定理由】

多様な入試制度の導入や、推薦入試不合格者について一定条件の下で入学検定料の配慮をしている。また、大学が求める学生像を明確にしている。

入学時から卒業、就職にいたる 4 年間にわたる個々の学生の学習支援、学生生活支援全般にわたってクラス担任が大きな役割を果たしている。クラス担任制度による少人数教育が行われているため、学習支援、就職支援ともにきめ細かい指導が行われている。また、学生部委員会、学生部、保健センターなどで学生生活、厚生補導、健康管理、カウンセリング業務等学生サービス体制が分担され運営されていることは評価できる。

学生から直接に学生サービスに対する意見・要望を汲上げる体制が整備されているが、学生による満足度調査を実施するなど幅広く意見を吸収するシステムを確立することが望まれる。

学生への支援体制として、学習、経済的支援、健康、生活・心的相談、就職、進学等整備され、適切な運用が行われている。

### 基準 5. 教員

#### 【判定】

基準 5 を満たしている。

#### 【判定理由】

大学のモットーである「きめ細かな少人数教育」を実践するにふさわしい教員配置がなされている。配属や年齢構成、男女別構成バランスもほぼ適切といえる。

教員の採用・昇任は規程に基づいてほぼ実施されている。

教育担当時間数は、専任教員の1週当たりの担当時間数が教員によって差があり、バラツキが見られるが、全体として平均化するよう努めている。

学生による授業評価結果と教員自身の「授業評価アンケート結果の考察」を付した「授業評価報告書」、教員の研究業績を記載した「東北生活文化大学自己評価報告書」の公開、「教員セミナー」の開催などを通して、総合的な教育研究活動が活性化するよう取組まれ、教育体制、研究体制も整備し機能している。

## 基準6. 職員

### 【判定】

基準6を満たしている。

### 【判定理由】

職員の組織編制及び採用・昇任・異動については、規程に明示し、学歴及び経験年数や勤務成績も考慮の上大学の規模と実情に合った組織運営がなされている。業務内容を深め連携を強化するためにも人事異動を有効手段と捉えている。

職員の資質向上について組織的に職員研修を実施するシステムは未整備であるが、各種研修会やセミナーなどに参加者が偏らないよう配慮して参加させている。また、人事考課制度の導入に積極的に取組み事例研究を開始した。

教育研究支援のための事務体制として教務課、学生課、入試課、図書館などがある。このほかに子育て・家庭支援センターが置かれ、教育研究を支援するとともに地域貢献活動にも寄与している。

## 基準7. 管理運営

### 【判定】

基準7を満たしている。

### 【判定理由】

寄附行為など組織運営にかかわる規程整備を実施し、理事会は権限と責任の下に、監事はその職務を通して、評議員会はその役割を果たすなど、設置者の管理運営の体制は整備されている。また、大学の運営上必要とする規則規程の整備も図られ、教授会の下に各部及び各部の課並びに各種委員会が一体となって業務を執行するなど大学の管理運営の体制は機能している。

自己点検・評価に関しては、自己点検・評価委員会が、大学全体の現状の把握と包括的な自己点検を実施し、既に3回の自己評価報告書を作成し、教育研究活動の改善に努めてきた。第3号までの自己評価報告書は、「将来構想委員会規程」「FD活動要項」の制定

と「教員セミナー」の継続的な実施をもたらしている。また、学生による授業評価の集計・分析を「授業評価調査報告」に収載して、改善すべきことを明確に共有するなど積極的な取り組みが見られる。

**【改善を要する点】**

- ・評議員会（諮問機関）が、理事会（決議機関）後に開催されており、実態として先議権を有しない機関として運営されている。理事会に先立って開催するよう改善が必要である。

**基準 8. 財務**

**【判定】**

基準 8 を満たしている。

**【判定理由】**

設置する学校全体で在籍数が減少し、学園の財政圧迫を招いたため、高校においてはコース制導入と男女共学化、短期大学においては男女共学化と保育士養成課程を立上げ、大学においては健康栄養学専攻開設、専攻名称の変更などの組織改革を実施するとともに、財政中期計画なども策定して懸命な努力を重ねた結果、財政力は徐々に回復しつつある。しかし、学園財政を支える基盤は併設の高等学校にやや軸足をおいている関係もあって、大学が学園財政に寄与する勢いは感じられない。こうしたなかで、経営戦略の積極的な展開、財務情報の公開によるブランド力の強化、外部資金の獲得に伴う大学教育の活性化などが一層望まれる。

財務情報の公開では大学に対する的確な理解を得るためにも解説や図表を取入れるなどの工夫を期待したい。なお、平成 19 年度に入ってから寄付者層を特定しない寄付金募集事業では一定程度の実績を示すとともに、文部科学省の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」の外部資金を獲得するなど、外部資金獲得の成果を上げている。

**基準 9. 教育研究環境**

**【判定】**

基準 9 を満たしている。

**【判定理由】**

教育研究目的を達成するために必要な校地、運動場、校舎面積は大学設置基準に照らし十分確保され、施設も図書館、体育館、OA 教室などが整備され、適切に維持、運営されている。特に授業で利用される教室や設備は、課外活動にも有効活用されている。ゼミ室や演習室の運営についても、講義室を代用するなど円滑な工夫がある。教員の研究及び学生の実験・実習に必要な設備・機器などの計画的な整備が進められ、維持されている。

建物内を禁煙として安全性を確保するとともに、「カフェ増設プラン」が進行中で、快

適なアメニティとしての教育研究環境の整備に努めている。安全と衛生に関する取組みは、対応する委員会の設置、規程の制定とその遂行により十分な対応がなされている。

**【優れた点】**

- ・教育・研究・制作の推進に役立たせるため、ギャラリーの設置やキャンパス内に学生の制作品の展示を行うなど、環境整備に取り組んでいる点は評価できる。

**基準 10. 社会連携**

**【判定】**

基準 10 を満たしている。

**【判定理由】**

「子育て・家庭支援センター」は、子育て支援活動として地域住民の期待も大きく、地域連携に寄与している。また、宮城県、仙台市主催の公開講座に講師を派遣するほか、大学独自の「三島学園公開講座」を実施し地域住民に学ぶ機会を提供している。また、高大連携事業として大学の教員を高等学校に派遣している。

地域社会との関係は地方自治体の各種委員会委員、研究会・講演会の講師、各種展示会の審査員等への教員派遣を通して良好な協力関係が構築されている。

「生活文化の高揚」を掲げた大学の使命・目的に照らし、地域社会との連携は大学の重要課題であるとの認識に立ち、地域社会との協力関係を更に前進させたいとしている。本年度文部科学省に採択された「アートな職人育成プログラム」はその一環の事業として高く評価できる。

**【優れた点】**

- ・文部科学省の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に大学の「アートな職人育成プログラム」が選定、採択されたことは、生活美術学科の経験と人材を活かした大学の社会貢献プロジェクトとして高く評価できる。
- ・大学祭で開催するファッションショーは年々完成度も高まり、来場した市民にも審査に参加してもらうなど地域から好評を得ており、大学の基本理念を学生自らが具現化し、地域社会に発信する活動として高く評価できる。

**基準 11. 社会的責務**

**【判定】**

基準 11 を満たしている。

**【判定理由】**

明文化された組織倫理の規程はないものの、組織運営規程や就業規則などの倫理関連の条項を運用するなど、大学の公教育機関としての必要な組織倫理を明らかにしている。教



職員に対しては機会があるたびに注意を喚起し、大学の社会的責務を果たそうとしている。また、情報開示や個人情報保護の関連規程も整備し必要最小限の組織倫理は確立している。

危機管理にあっては、「防災管理規程」や「事故処理内規」などを整えてリスクへの対応をとっているが、実験実習時の薬品類の取り扱いも、危機管理の対象として規程を整備する必要がある。

広報活動にあっては、教育研究成果を学外に積極的に発信するなど意欲的な取組みが見られる。